様式第６号（第６条関係）

（その１）（選挙運動用自動車の使用）

請　　　　求　　　　書

湧水町議会議員及び湧水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第４条の規定により，下記の金額の支払を請求します。

　　　　　年　　月　　日

　　湧水町長　　　　　　　殿

住　所

氏名又は名称　　　　　　　　　　　　印

法人のときは代表者の氏名

記

１　請求金額　　　　　　　　　　　　　円

２　内　　訳　　　別紙請求内訳書のとおり

３　選挙の名称　　　　　　　年　　月　　日執行（　町長選挙　・　町議会議員選挙　）

４　候補者の氏名

５　振込先

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 | 銀行　　　　　支店 | | |
| 預金の種類 | 普通　　当座 | 口座番号 |  |
| （フリガナ） |  | | |
| 口座名義 |  | | |

備考

１　この請求書は，候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には，この他に選挙運動用自動車燃料代確認書）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

２　候補者が公職選挙法（昭和２５年法律第100号）第９３条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定により供託物が没収された場合には，湧水町に支払を請求することはできません。

（別紙・その１）

請　求　内　訳　書

　（一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 使用年月日 | 運送金額（イ） | 基準限度額（ロ） | 請求金額 | 備考 |
|  | 円×　台＝    円 | 64,500円×１台  ＝64,500円／日 | 円 |  |
|  | 円×　台＝    円 | 円 |  |
|  | 円×　台＝    円 | 円 |  |
|  | 円×　台＝    円 | 円 |  |
|  | 円×　台＝    円 | 円 |  |
| 計 |  |  | 円 |  |

　備考

　　「請求金額」欄には，各日ごとに比較して（イ）又は（ロ）のうちいずれか少ない方の金額を記載してください。

　　車の故障等により，途中で車を変更した場合は，直ちに契約書を作成して，契約届出書を提出してください。

　（別紙・その２）

請　求　内　訳　書

　（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者と運送契約により自動車を使用した場合）

（１）自動車の借入れ

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 使用  年月日 | 自動車登録番号 | 借入金額（イ） | 基準限度額（ロ） | 請求金額 | 備考 |
|  |  | 円×　台＝    円 | 16,100円×１台  ＝16,100円／日 | 円 |  |
|  |  | 円×　台＝    円 | 円 |  |
|  |  | 円×　台＝    円 | 円 |  |
|  |  | 円×　台＝    円 | 円 |  |
|  |  | 円×　台＝    円 | 円 |  |
| 計 |  |  |  | 円 |  |

　備考

　　「請求金額」欄には，各日ごとに比較して（イ）又は（ロ）のうちいずれか少ない方の金額を記載してください。

　（別紙・その３）

請　求　内　訳　書

　（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者と運送契約により自動車を使用した場合）

（２）燃料代

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 販売年月日 | 自動車登録番号 | 販売金額（イ） | 基準限度額（ロ） | 請求金額 | 備考 |
|  |  | 円×　　　ℓ＝  　　　　　　　円 |  |  |  |
|  |  | 円×　　　ℓ＝  　　　　　　　円 |
|  |  | 円×　　　ℓ＝  　　　　　　　円 |
|  |  | 円×　　　ℓ＝  　　　　　　　円 |
|  |  | 円×　　　ℓ＝  　　　　　　　円 |
|  |  | 円×　　　ℓ＝  　　　　　　　円 |
|  |  | 円×　　　ℓ＝  　　　　　　　円 |
| 計 |  | 円 | 円 | 円 |  |

　備考

　１　（ロ）計欄には，確認書に記載された金額の合計を記載してください。

　２　「請求金額」欄には，（イ）の計欄又は（ロ）の計欄のうち，いずれか少ない方の金額を記載してください。

　（別紙・その４）

請　求　内　訳　書

　（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者と運送契約により自動車を使用した場合）

（３）運転手

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 雇用年月日 | 報　酬（イ） | 基準限度額（ロ） | 請求金額 | 備考 |
|  | 円 | 12,500円／日 | 円 |  |
|  | 円 | 円 |  |
|  | 円 | 円 |  |
|  | 円 | 円 |  |
|  | 円 | 円 |  |
|  | 円 | 円 |  |
|  | 円 | 円 |  |
| 計 |  |  | 円 |  |

　備考

　１　「請求金額」欄には，（イ）又は（ロ）のうち，いずれか少ない方の金額を記載してください。

（その２）（選挙運動用ビラの作成）

請　　　　求　　　　書

湧水町議会議員及び湧水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第８条の規定により，下記の金額の支払を請求します。

　　　　　年　　月　　日

　　湧水町長　　　　　　　殿

住　所

氏名又は名称　　　　　　　　　　　　印

法人のときは代表者の氏名

記

１　請求金額　　　　　　　　　　　　　円

２　内　　訳　　　別紙請求内訳書のとおり

３　選挙の名称　　　　　　　年　　月　　日執行（　町長選挙　・　町議会議員選挙　）

４　候補者の氏名

５　振込先

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 | 銀行　　　　　支店 | | |
| 預金の種類 | 普通　　当座 | 口座番号 |  |
| （フリガナ） |  | | |
| 口座名義 |  | | |

備考

１　この請求書は，候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに，選挙の期日後速やかに提出してください。

２　候補者が公職選挙法（昭和２５年法律第100号）第９３条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定により供託物が没収された場合には，湧水町に支払を請求することはできません。

（別紙）

　選挙運動用ビラの作成

請　　求　　内　　訳　　書

　候補者の氏名

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 作成金額 | | | 基準限度額 | | | 請求金額 | | | 備考 |
| 単価  Ａ | 枚数  Ｂ | 金額  Ａ×Ｂ＝Ｃ | 単価  Ｄ | 枚数  Ｅ | 金額  Ｄ×Ｅ  ＝Ｆ | 単価  Ｇ | 枚数  Ｈ | 金額  Ｇ×Ｈ  ＝Ⅰ |  |
| 円 | 枚 | 円 | 7.73円 | 枚 | 円 | 円 | 枚 | 円 |  |

備考

１　Ｅ欄には，町議会議員選挙の場合1,600枚を，町長選挙の場合5,000枚を記載してください。

２　Ｇ欄には，Ａ欄とＤ欄を比較して少ない方の額を記載してください。

３　Ｈ欄には，Ｂ欄とＥ欄を比較して少ない方の額を記載してください。

（その３）（選挙運動用ポスターの作成）

請　　　　求　　　　書

湧水町議会議員及び湧水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第１１条の規定により，下記の金額の支払を請求します。

　　　　　年　　月　　日

　　湧水町長　　　　　　　殿

住　所

氏名又は名称　　　　　　　　　　　　印

法人のときは代表者の氏名

記

１　請求金額　　　　　　　　　　　　　円

２　内　　訳　　　別紙請求内訳書のとおり

３　選挙の名称　　　　　　　年　　月　　日執行（　町長選挙　・　町議会議員選挙　）

４　候補者の氏名

５　振込先

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 | 銀行　　　　　支店 | | |
| 預金の種類 | 普通　　当座 | 口座番号 |  |
| （フリガナ） |  | | |
| 口座名義 |  | | |

備考

１　この請求書は，候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに，選挙の期日後速やかに提出してください。

２　候補者が公職選挙法（昭和２５年法律第100号）第９３条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定により供託物が没収された場合には，湧水町に支払を請求することはできません。

（別紙）

　選挙運動用ポスターの作成

請　　求　　内　　訳　　書

　候補者指名

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 選挙区（選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数 | 作成金額 | | | 基準限度額 | | | 請求金額 | | | 備考 |
| 単価  Ａ | 枚数  Ｂ | 金額  Ａ×Ｂ  ＝Ｃ | 単価  Ｄ | 枚数  Ｅ | 金額  Ｄ×Ｅ  ＝Ｆ | 単価  Ｇ | 枚数  Ｈ | 金額  Ｇ×Ｈ  ＝Ⅰ |  |
| か所 | 円 | 枚 | 円 | 円 | 枚 | 円 | 円 | 枚 | 円 |  |
| 104 |  |  |  | 1,023 | 104 | 106,392 |  |  |  |  |

備考

１　「ポスター掲示場数」の欄には，ポスター作成証明書の「当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場の数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。

２　Ｄ欄には，次により算出した額を記載してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 50,000円+541円31銭×104ポスター掲示場数 | =1,023円（単価・・・1円未満の端数は切上げ） |
| 104ポスター掲示場数 |

３　Ｅ欄には， ポスター作成証明書の「当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場の数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。

４　Ｇ欄には，Ａ欄とＤ欄を比較して少ない方の額を記載してください。

５　Ｈ欄には，Ｂ欄とＥ欄を比較して少ない方の額を記載してください。